

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三三
 - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三三
 - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 三三
 - 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件二件 三三
 - 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件 三三
 - 国土調査として指定した件 三四
 - 土地改良区連合の定款の変更を認可した件 三四
 - 土地収用法により収用又は使用の手續を開始した件 三四
 - 道路の区域を変更する件二件 三四
 - 道路の供用を開始する件二件 三四
 - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件 三四
 - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三四
- 公 告**
- 落札者を決定した件三件 三四
 - 土地改良区の役員が就任した旨届出があつた件 三四
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 三四
 - 県営土地改良事業の工事が完了した件 三四
 - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三四

告 示

福島県告示第百五十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和二年三月六日救急病院として認定した。

令和二年三月十三日

名称
一般財団法人脳神経疾患研究
所附属南東北福島病院

所在地
福島市荒井北三丁目一十三
令和五年三月五日

福島県知事 内堀 雅雄

認定有効期限

（地域医療課）

福島県告示第百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

1 病院若しくは診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
やまみこどもクリニック	会津若松市山見町四〇―二	令和元年一〇月一日
葛尾村診療所	双葉郡葛尾村大字落合字菅ノ又六一	平成三二年四月一日
大道寺歯科医院	本宮市本宮下町五〇―五	令和元年一〇月一日
ベース薬局 山見町店	会津若松市山見町四〇―五	同 日
エール薬局千石店	会津若松市東千石一―四―三	同 日
エール薬局門田店	会津若松市建福寺前九一―八	同 日
エール薬局河東店	会津若松市河東町郡山字村西一五―三	同 日

2 指定訪問看護事業者等

エール薬局十文字店	会津若松市河東町谷沢字十文字四〇一 二	同 日
ウエルシア薬局 会津若松湯川店	会津若松市湯川町四一〇	同 年一二月一日
ふくだや薬局	田村市船引町上移字町八四	同 年一〇月一日
須賀川スカイ薬局	須賀川市森宿字狐石一二九一四五	同 日
エール薬局中島店	西白河郡中島村大字滑津字二ツ山三七一一	同 日
エール薬局伊達店	伊達市岡前二〇一四	同 日
エール薬局高木店	本宮市高木字平内七四一一	同 日

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
すみれ訪問看護ステーション	田村市船引町船引字砂子田一九八	医療法人 健山会	田村市船引町船引字砂子田四二	平成三〇年六月一日

(社会福祉課)

福島県告示第百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

令和二年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
大森 清孝	相馬市成田字藤堂塚三六〇一五	在宅訪問マッサージかがやき 菜の花相馬店	相馬市磯部字迎三三四一六	令和元年九月二七日

(社会福祉課)

福島県告示第百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和二年三月十三日から同年七月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
メガステージ二本松Aエリア 福島県二本松市作田二四〇番ほか四十九筆
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社アクティブワン
代表者の氏名 代表取締役 鈴木 俊雄
住所 福島県白河市新白河四丁目六〇番地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
別紙書面のとおり
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和二年十一月一日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四千四百四十六平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 二百八十台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数

- (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 百二十四台
 - 3 荷さばき施設的位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 二百三十三平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 二十立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 別紙書面のとおり
 - (二) 閉店時刻 別紙書面のとおり
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (一) 午前七時三十分から午後十一時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 三箇所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 二十立方メートル
 - 七 届出年月日
 - (一) 令和二年二月二十八日
- 〔「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その関係書類及び図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕

(商業まちづくり課)

福島県告示第百五十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和二年三月十三日から同年七月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - メガステージ二本松Bエリア 福島県二本松市作田二二番一ほか七十五筆
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
 - 名称 株式会社アクティブワン

- 代表者の氏名 代表取締役 鈴木 俊雄
 - 住所 福島県白河市新白河四丁目六〇番地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - 別紙書面のとおり
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
 - 令和二年十一月一日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 四千九百四十七平方メートル
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 二百四十四台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 百四十六台
 - 3 荷さばき施設的位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 百二十七平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 二十立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 別紙書面のとおり
 - (二) 閉店時刻 別紙書面のとおり
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (一) 午前八時三十分から午後十時まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 三箇所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 二十立方メートル
 - 七 届出年月日
 - (一) 令和二年二月二十八日
- 〔「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その関係書類及び図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕

(商業まちづくり課)

福島県告示第百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年三月十三日から同年七月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケヨーデイツー郡山安積店 福島県郡山市笹川二丁目六番一号ほか
- 二 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (変更前) ① 数 七箇所
- ② 位置 別紙図面のとおり
- (変更後) ① 数 八箇所
- ② 位置 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

令和二年四月一日

四 届出年月日

令和二年三月四日

五 届出をした者

株式会社ケヨー

（「別紙図面」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第六十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として令和二年三月十三日次のとおり指定した。

令和二年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行う者の名称
会津若松市
- 二 調査地域
会津若松市湊町大字共和の一部
- 三 調査期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

（農村計画課）

福島県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条で準用する同法第三十条第

二項の規定により、会津南部土地改良区連合会から令和二年二月二十六日付けで申請のあった定款の変更について、同年三月四日認可した。

令和二年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄
（農村計画課）

福島県告示第六十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続を開始する旨起業業者国土交通大臣から申立てがあった。

令和二年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 事業の種類
一般国道百二十一号改築工事（湯野上バイパス・福島県南会津郡下郷町大字高降字窪尻山地内から同町大字合川字三斗蒔地内まで）並びにこれに伴う県道及び町道付替工事
- 二 収用の手続を開始する起業地
南会津郡下郷町大字合川字獅子打、字下菜飯、字牧ノ内及び字三斗蒔地内
- 三 使用の手続を開始する起業地
南会津郡下郷町大字合川字獅子打、字下菜飯、字牧ノ内及び字三斗蒔地内
- 四 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
下郷町役場建設課

（土木総務課用地室）

福島県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和二年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道本宮 熱海線	本宮市本宮字兼谷三五 番五地先から 同 市本宮字兼谷平一 八一番一地先まで	変更前 の変更後	七・八 一〇・八	三七四・三
		変更後	九・五 一六・四	三七四・三

福島県告示第百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年三月十三日

(道路計画課)

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小浜 字町線	南相馬市原町区小浜字 西内四四番地先から 同 市原町区小浜字 丸山一二九番地先まで	変更前 A 六・五〇 二〇・四	A 六・五〇 二〇・四	四三九・一
	南相馬市原町区小浜字 西内四四番地先から 同 市原町区小浜字 丸山一二九番地先まで	変更後 A 六・五〇 二〇・四	A 六・五〇 二〇・四	四三九・一
同	南相馬市原町区小浜字 西内四四番地先から 同 市原町区小浜字 丸山一二九番地先まで	変更前 B 一六・八〇 五一・〇	B 一六・八〇 五一・〇	一五三・六
	南相馬市原町区小浜字 西内四四番地先から 同 市原町区小浜字 丸山一二九番地先まで	変更後 B 一六・八〇 五一・〇	B 一六・八〇 五一・〇	一五三・六
同	南相馬市原町区小浜字 西内四四番地先から 同 市原町区小浜字 丸山一二九番地先まで	変更前 C 一六・〇〇 三八・八	C 一六・〇〇 三八・八	一八五・四
	南相馬市原町区小浜字 西内四四番地先から 同 市原町区小浜字 丸山一二九番地先まで	変更後 C 一六・〇〇 三八・八	C 一六・〇〇 三八・八	一八五・四

南相馬市原町区小浜字
丸山四一五番地先から
同 市原町区小浜字
丸山二四六番地先まで

D
九・四〇
九・四

六一・五

(道路計画課)

福島県告示第百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小浜字町線	南相馬市原町区小浜字西内三三番 一地先から 同 市原町区小浜字丸山一六一 番一地先まで	令和二年三月十三日

(道路計画課)

福島県告示第百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道赤柴中島線	相馬郡新地町大字谷地小屋字砂小 田一〇三五番一地先から 同 郡同 町大字谷地小屋字背中 振二一番一〇地先まで	令和二年三月十三日

(道路計画課)

福島県告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和二年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 須賀川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業（須賀川市公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和五十一年十二月十日
- 四 事業施行期間 昭和五十一年十二月十日から令和七年三月三十一日まで
- 五 事業地

取用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成二十七年福島県告示第百二十四号）の事業地に須賀川市森宿字ピワノ首、牡丹園、向陽町、

和田字仁井池上及び仁井田字大谷地の各一部の区域を加える。

同事業地のうち須賀川市森宿字御膳田、字向日向及び字安積田並びに

花岡の各一部の区域を変更する。

使用の部分 変更なし

（下水道課）

福島県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和二年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 鏡石町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業（鏡石町公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和五十四年一月二十六日
- 四 事業施行期間 昭和五十四年一月二十六日から令和七年三月三十一日まで
- 五 事業地 取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

（下水道課）

福島県告示第百七十号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年三月一日次のとおり指定した。
令和二年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称及び所在地

福島県猟友会 南会津郡南会津町 令和二年三月一日から

福島県猟友会南会津

南会津支部 長野字長野八二番 令和六年九月三〇日まで
支部長 星 地
光久

支部事務所
南会津郡南会津町長
野字長野八二番地
（出納総務課）

公 告

公告第45号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける帰還困難区域内におけるモニタリングポスト電源多重化業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年3月13日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
帰還困難区域内におけるモニタリングポスト電源多重化業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課放射線監視室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年2月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- 5 落札金額
143,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年12月27日

（原子力安全対策課放射線監視室）

公告第46号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける帰還困難区域外におけるモニタリングポスト電源多重化業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年3月13日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
帰還困難区域外におけるモニタリングポスト電源多重化業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課放射線監視室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年2月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- 5 落札金額
306,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年12月27日

（原子力安全対策課放射線監視室）

公告第47号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける流域下水道（県中・二本松・田村処理区）維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年3月13日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤 雅 則

監事 鈴木 和恵 同 市四倉町駒込字久原四七番地
 同 大間 茂恵 同 市四倉町中島字中島七八番地
 同 若松 伸洋 同 市四倉町狐塚字川田三八番地

就任した役員
 氏名 住所
 理事 棚部 巖 いわき市四倉町駒込字馬場五一番地
 同 佐藤 敬 市四倉町上柳生字宮下七番地
 同 植田 正則 市四倉町薬王寺字玉広四〇番地
 同 西山 正徳 市四倉町山田小湊字塙四五番地
 同 荻 光榮 市四倉町玉山字林崎八三番地
 同 長谷川 秀 市四倉町中島字中島一七番地
 同 野口 政則 市四倉町戸田字稻荷作八九番地
 同 鯨岡 千春 市四倉町長友字済戸六三番地
 同 小野 保夫 市四倉町名木字仲ノ内三四番地
 同 鈴木 敏夫 市四倉町塩木字家ノ内五〇番地
 同 若松 伸洋 市四倉町狐塚字川田三八番地
 同 藤堂 喜好 市四倉町上仁井田字北姥田六二番地
 同 鈴木 健司 市四倉町下仁井田字樋向三五番地
 同 水野 功 市大久町大久字入間沢六九番地の三
 同 船生 正一 市四倉町玉山字星作三一番地
 同 松田 恒夫 市四倉町上柳生字中山二四番地
 同 和田 牧夫 市四倉町長友字構江四八番地
 同 市井 幸男 市四倉町上仁井田字折敷田二〇番地の七

同 市井 幸男 同 市四倉町上仁井田字折敷田二〇番地の七

(農村計画課)

公告第五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により、青木地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業(ため池等整備事業))の工事は令和元年八月六日完了したので公告する。

令和二年三月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、南相馬市から相馬市地方都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書
 二 縦覧場所
 総括図、計画図及び計画書の写し
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)